

高度人材の受入促進に向けた同性パートナーの在留に係る特例の創設について

【諸外国の同性パートナーシップ制度】

A: 制度としては、同性パートナーシップが規定され、その後同性婚へという歴史的な流れが見受けられる。
制度が併存している国であっても、同性パートナーシップ制度への需要は一定数存在。
B: 各国により、方法は様々であるものの、成立、継続、解消について一定程度の把握が可能。

	A: 同性パートナーシップ制度(a)と同性婚(b)の制定・併存状況			B: 同性パートナーシップ制度の成立・継続・解消の方法		
	a	b	制度の併存	成立	継続 (現況の確認方法)	解消 (婚姻への変更、死去の場合を除く)
アメリカ (ニューヨーク州)	1997	2015 (全州)	○ (州により異なる)	・宣誓供述書を役所に提示し署名 (両者での提出・身分証明書・費用を要す) ・署名した書類を公表した後、証明書が提示	(情報確認できず)	(情報確認できず)
イギリス (イングランド/ ウェールズ)	2004	2013	○	・通知を登記担当局が公表 ・待機期間の後シビル・パートナーシップ書類署名 (登記官・立会人を要す)	・証明書	・解消令による
ドイツ	2000	2017	△ (aは2017年以降新規受付停止)	(新規受付していないため確認できず)	(新規受付していないため確認できず)	(新規受付していないため確認できず)
フランス	1999	2013	○	・Commun役所又は公証人にPACS共同申込書を提出 (両者での提出を要す) ・出生証明書に記載されるとともに登録受領証が提示	・登録受領証 ・PACS契約書原本に押された査証 ・PACS登録後に発行された出生証明書 等	・両人又は一人の求めによる場合Commun役所又は公証人の下で手続き
イタリア	2016	×	×	・当局の面前で結ばれる (立会人を要す) ・当局の記録に登録	・証明書	・民事裁判所へ解消を要求
カナダ (ケベック州)	2002	2005 (全州)	○ (州により異なる)	・規則に従ったセレモニーを行い署名 (司式者・立会人・費用を要す)	・証明書	・共同宣言による解消又は裁判
スイス	2005	× (近年実現予定)	×	・登記所に書類を提出後宣言。その後証明書が発行され、登録の認可。 (セレモニー・費用を要する) ・パートナーシップ証に署名	・証明書	・両者がサインした解消の請願書を民事裁判所へ届け出 ・1年以上の別居により一方的に解消も可能
ルクセンブルグ	2004	2014	○	・民事身分吏に書類を提出 (両者での提出・身分証明書等を要す) ・民事登録簿へ記載	・証明書 ・出生証明書(2010年法改正により可)	・民事身分吏が解消を宣言し、民事登録簿へその旨記載